

山LP協第 147 号
令和5年 3月22日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会長 床 西 悟 (印略)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための
デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案について

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、全国LPガス協会から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail: info@y-lpgas.jp

正会員各位

(一社) 全国LPガス協会

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成
基本法等の一部を改正する法律案について (お知らせ)

標記につきましては、令和5年3月7日に第211回国会(通常国会)に提出され、
液化石油ガス法についても改正案が示されました。

今後につきましては、上述の法令改正に合わせて、省令改正も行われる予定であり、
詳細が分かり次第、改めてお知らせいたします。

なお、施行日については公布の日から1年を超えない範囲となります。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれ
ましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

【改正案新旧対照表】

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(標識の掲示等)</p> <p>第七条 液化石油ガス販売事業者は、<u>経済産業省令で定める様式の標識について、販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。</p> | <p>(標識の掲示)</p> <p>第七条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、<u>公衆の見やすい場所に、経済産業省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。</u></p> <p>2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない</p> |

【経済産業省ホームページ掲載URL】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230307-01.html



以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：瀬谷、橋本